

1948年12月10日の第3回国際連合総会で世界人権宣言が採択されました。これを記念し、人権を守るための活動をする日として1950年に制定されました。日本では、国連よりも1年早い1949年に12月4～10日を入権週間と定め、「官民連携で世界人権宣言の趣旨及びその重要性を広く周知し、人権を尊重しよう！」という考え方を啓発し続けています。

世界人権宣言の各条文（概要）※和訳全文は[国連広報センター](#)または[外務省のHP](#)をご覧ください。

- 生まれながら自由で平等です。
- 差別をしてはいけません。
- 自由に安全に生きる権利があります。
- 奴隷制度は禁止です。
- 誰にも拷問する禁止はありません。
- どこにいても人権は守られます。
- 法律は誰に対しても平等です。
- 人権は法律で守られます。
- 不当な逮捕、拘束、追放は禁止です。
- 公平で公開の裁判を受ける権利があります。
- 有罪と証明されない限り無罪であり、不当に責められることはありません。
- 名誉を傷つけたり、家庭に迷惑をかけたりにしてはいけません。
- 好きな場所に住み、行きたい場所に行く権利があります。
- 安全に暮らせる場所を求める権利があります。
- 国籍を持つ権利があります。
- 成人は自分の意思で結婚し家庭をもつ権利があります。
- 物を所有する権利があり、不当に取り上げてはいけません。
- 自分が信じたいものを信じる権利があります。
- 自分で決断し、考え、意見を言う権利があります。
- 権利を守るためにグループをつくる自由があります。
- 自国の政治に参加する権利があります。
- 社会保障を求める権利があります。
- 仕事をし、それに見合った賃金をもらう権利があります。
- 休みをとる権利があります。
- 十分な生活水準(衣・食・住)をもつ権利があります。
- 教育を受ける権利があり、小学校は無償になるべきです。
- 芸術や化学を楽しむ権利があります。他人が作ったものを勝手にコピーしてはいけません。
- 自由や平等を守るための社会の決まりがあるべきです。
- ほかの人の権利や自由を守る責任があります。
- 誰もあなたの人権を奪うことはできません。

1989年11月20日には「子どもの権利条約」が採択されました。
どんな権利が保障され（守られ）ているのか調べてみよう！

参考・引用
・法務省HP「第74回人権週間 令和4年12月4日（日）～12月10日（土）」

Together, We Can CHANGE the World はじめてみよう！あなたにできること。

もっと国際デー！

関連情報を調べてアクションをおこしてみよう！

FTCJはあなたの好きなこと・特技を活かした国際協力をおすすめしています。あなただからこそできる国際協力を一緒に探しませんか？全国のメンバーが様々なアクションを起こしています。アクションのヒントはコチラで検索！

FTCJ 活動ヒント 検索

©認定NPO法人フリー・ザ・チルドレン・ジャパン